

令和3年度第1回岩手地方労働審議会

日時 令和3年11月24日（水）13時30分～16時00分

場所 盛岡地域交流センター（マリオス）

18階 188会議室

1 開 会

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 それでは、定刻となりましたので、令和3年度第1回岩手地方労働審議会を開会いたします。

岩手地方労働審議会運営規程第4条により、審議会は会長が議長となり会議を進めるとされているところではありますが、本年度は審議会委員の改選がございまして、会長がまだ選出されておりませんので、会長が選任されるまでの間、事務局、雇用環境・均等室の私、若月が進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、当審議会につきましては、岩手地方労働審議会運営規程第5条により原則公開するとされております。したがいまして、録音をさせていただいております。明瞭な録音のため、御発言の際はマイクを御使用くださいますようお願いいたします。マイクは、事務局職員がお手元にお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。また、マイクにつきましては、その都度事務局職員がアルコール消毒させていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは最初に、資格審査について御報告いたします。

○柴田上席雇用環境改善・均等推進指導官 事務局、雇用環境・均等室の柴田と申します。

それでは、御報告いたします。地方審議会令第8条により、会議の開催、議決には委員の3分の2以上、公労使各3分の1以上の委員の出席が必要とされております。本日御出席いただいております委員は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員6名の計15名となっており、会議が有効に成立していることを御報告いたします。

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 続きまして、本日の審議会は委員の改選後初めての審議会となりますので、御出席の委員の方の御紹介をさせていただきます。レジュメの2枚目の岩手地方労働審議会委員名簿の順に御紹介いたします。

公益代表委員から河合壘様です。

○河合壘委員 岩手大学の河合です。どうぞよろしくお願いいたします。

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 高橋和佳子様です。

○高橋和佳子委員 もりおか女性センターの高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 田中健太郎様は本日御欠席となっております。

平塚貞人様です。

○平塚貞人委員 岩手大学の平塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 山田佳奈様です。
- 山田佳奈委員 岩手県立大学の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 渡部容子様も本日御欠席となっております。
続きまして、労働者代表委員から遠藤泉様です。
- 遠藤泉委員 川徳労働組合の遠藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 佐々木正人様です。
- 佐々木正人委員 佐々木正人です。よろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 鈴木圭様でございます。
- 鈴木圭委員 鈴木です。どうぞよろしくお願ひします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 千葉裕子様は本日御欠席となっております。
藤井美智子様です。
- 藤井美智子委員 岩手トヨペットの藤井と申します。よろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 吉田信様です。
- 吉田信委員 U Aゼンセンの吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 続きまして、使用者代表委員から菊池透様です。
- 菊池透委員 菊池でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 熊谷敏裕様です。
- 熊谷敏裕委員 熊谷です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 志田宏美様です。
- 志田宏美委員 岩手県南運輸の志田と申します。よろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 柴田千春様です。
- 柴田千春委員 柴田と申します。よろしくお願ひします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 瀬川浩昭様です。
- 瀬川浩昭委員 瀬川です。よろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 西村豊様です。
- 西村豊委員 西村です。よろしくお願ひします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 続きまして、事務局出席者を紹介いたします。時間の都合上、局長、部室長のための紹介とさせていただきます。
局長の稲原でございます。
- 稲原労働局長 稲原でございます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 総務部長の立花でございます。
- 立花総務部長 立花です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 雇用環境・均等室長の渡邊でございます。
- 渡邊雇用環境・均等室長 渡邊です。本日はよろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 労働基準部長の麦倉でございます。
- 麦倉労働基準部長 麦倉です。本日はよろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 職業安定部長の日原でございます。
- 日原職業安定部長 日原です。よろしくお願いいたします。
- 若月雇用環境改善・均等推進監理官 誠に恐縮ですが、残りの事務局出席者につきましては、お手元の名簿、座席表によって御確認いただきたいと思います。

2 岩手労働局長挨拶

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 それでは最初に、本日の審議会の開会に当たりまして、岩手労働局長の稲原から一言御挨拶申し上げます。

○稲原労働局長 本日は、あいにくの天候の中、審議会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。審議会開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、委員の皆様方におかれましては、日頃から労働行政の運営につきまして格別な御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げたいと思います。

私が着任いたしましたこの4月と比べましても、いろいろな状況が変化してございます。特にコロナ、今はもう感染もかなり改善されましたが、新型コロナの感染状況につきましては著しいと言っていいほどの変化でございまして、現在岩手県内でも感染者がほとんどゼロといった状況まで落ち着いてきたところでございます。

県内の雇用、失業情勢を見ましても、有効求人倍率が、昨年コロナ感染が拡大していた中では、1.2倍台から1.01倍まで落ち込みましたが、今現在はまた1.2倍台の後半で推移してございます。

しかしながら、一部産業に持ち直しの動きがあるものの、雇用調整助成金等の助成金、交付金申請も昨年度と劣らず申請されておρισして、今後におきましてもコロナ禍の影響に引き続き注意する必要があると認識してございます。このような意味で、今後ともコロ

ナ禍における労働対策のみならず、ウィズコロナといった対策を取りつつ、労働行政を進めてまいりたいと思っているところでございます。

さて、本日私ども事務局といたしまして御議論いただきたい事項は3点ございます。1点目は、この岩手地方労働審議会運営規程の一部改正です。2点目が岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃の改正諮問でございます。3点目が令和3年度主要重点施策の上期における実施状況等についてでございますが、主に本年度前半において取り組んできた重点施策の実施状況、これを中心に御報告させていただきまして、それに関しまして忌憚のない御意見、御助言を頂戴したいと考えてございます。

もとより職員一丸となって業務を進めているところでございますが、皆様方から頂戴いたしました御意見、御助言につきまして、これからの取組の中、下期におきまして十分反映できるように生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

3 議 事

(1) 岩手地方労働審議会の会長の選出について

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事(1)、岩手地方労働審議会会長の選出についてでございます。地方労働審議会令第5条第1項により、会長は公益を代表する委員の中から委員が選挙するとされているところでございます。つきましては、公益代表委員の中からどなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 いらっしゃらないようでございます。

それでは、誠に恐縮でございますが、事務局から御推薦させていただきたいと存じますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 ありがとうございます。

それでは、事務局から推薦させていただきます。事務局といたしましては、会長に平塚

委員を推薦したいと存じますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 ありがとうございます。

御異議がございませんでしたので、平塚委員に会長に御就任いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、平塚会長、会長席に御移動お願いいたします。

それでは、平塚会長から就任の御挨拶を頂戴したいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

○平塚貞人会長 ただいま会長に御指名いただきました平塚でございます。私、岩手大学理工学部にも所属しております、また同時にものづくり技術研究センターにも属しています。これは、金型とか鋳造、それから電子デバイス、これのものづくりの製造部門でして、私はその鋳造技術研究センターのセンター長も務めております。その関係で、県内のものづくり企業の労働者もしくは使用者との関係も深く、関わりもありますので、この会議に参加しているということでございます。

さて、労働をめぐる様々な課題がある中で、公益代表者もしくは労働者代表、それから使用者の代表、各立場の皆様からのいろいろな御意見、それから御助言をいただく場としてこの審議会があると思っております。県内におけるいろいろな労働行政の進捗状況、もしくは下期の取組などについて屈託のない御意見をいただき、また活発な議論をしていただければ幸いです。どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 会長、ありがとうございました。

それでは、これからの会議の進行につきまして会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(2) 会長代理の指名について

○平塚貞人会長 それでは、議事に入ります。

議事の(2)、会長代理の指名についてですが、地方労働審議会令第5条第3項により、会長代行は公益を代表する委員の中から会長が指名することになっておりますので、私から会長代理を指名させていただきます。会長代理には山田委員を指名いたします。山田委員、よろしくお願いいたします。

(3) 労働災害防止部会及び家内労働部会の委員の指名について

○平塚貞人会長 それでは続きまして、議事の(3)、労働災害防止部会及び家内労働部会の委員の指名に入ります。

地方労働審議会令第6条第2項により、部会委員は会長が指名するとされておりますので、私から部会委員を指名させていただきます。

まず、労働災害防止部会委員につきましては、公益代表委員からは河合委員と私、平塚を、労働者代表委員から鈴木委員と千葉委員、使用者代表委員からは瀬川委員と西村委員を指名いたします。

次に、家内労働部会委員につきましては、公益代表委員からは高橋委員と山田委員を、労働者代表委員からは佐々木委員と吉田委員を、使用者代表委員からは菊池委員と熊谷委員を指名いたします。

各部会委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

なお、各部会の招集に当たっては、岩手地方労働審議会令第7条に基づく同令第2条の読替えにより、部会の招集は部会長が行うこととされております。また、同令第6条第4項により、部会長は公益を代表する委員から委員が選挙するとされているところです。つきましては、各部会の委員の皆様にお伺いいたしますが、本日この場において部会長を選任いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○平塚貞人会長 異議なしの声がありました。異議がないようですので、まず労働災害防止部会の部会長につきまして、私、平塚が務めたいと存じますが、労働災害防止部会委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○平塚貞人会長 異議がないようですので、労働災害防止部会の部会長につきましては、私、平塚が務めたいと存じます。

なお、会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第6項によりまして、公益を代表する委員から部会長が指名するとされているところですが、当審議会の労働災害防止部会の公益委員は私と河合委員の2名となっております。私が会長に選任いただきましたので、会長代理は河合委員ということになりますので、河合委員、どうぞよろしく願い

いたします。

次に、家内労働部会の部会長ですが、私といたしましては当審議会の会長代理でもあります山田委員にお願いしたいと考えておりますが、家内労働部会の委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○平塚貞人会長 異議がないようですので、家内労働部会の部会長には山田委員にお願いしたいと思います。

次に、部会長代理でございますが、労働災害防止部会同様、地方労働審議会令第6条第6項によりまして、高橋委員に部会長代理をお願いしたいと思います。山田委員、高橋委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

議事(3)につきましては、以上となります。

今机上に名簿が配付されていると思います。

(4) 岩手地方労働審議会運営規程の一部改正について

○平塚貞人会長 続きまして、議事(4)、岩手地方労働審議会の運営規程の一部改正につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊雇用環境・均等室長 議事の(4)、岩手地方労働審議会運営規程の一部改正につきまして、私、雇用環境・均等室長の渡邊から御説明をさせていただきます。資料につきましては、資料1-1から1-5になります。

現在使っております運営規程につきましては、資料の1-2の運営規程を使っているところでございますが、こちらの運営規程につきましては資料1-4の地方労働審議会運営規程準則を参考にいたしまして、ちょっとバージョンアップしまして岩手の規定を定めているところでございます。

こちらの基となります資料1-4の地方労働審議会運営規程準則、こちらが内閣官房の行政改革推進本部事務局より、署名とか押印の簡素化、あとテレビ会議等々の対面の手続の見直しが示されたところございまして、こちらの地方労働審議会準則が資料1-3のように改正されているところでございます。

改正されたところにつきましては、下線を引いてございますが、具体的な内容としましては、第3条に書いてありますとおり、テレビ会議システムの普及を踏まえ、テレビ会議

システムを使っての会議出席ができるようにするということ、あと第6条の審議会の議事録につきまして従来2名の方の署名が必要というところでしたが、こちらが削除されたということで、地方労働審議会の運営の準則が改正されたところがございます。これに伴いまして、岩手地方労働審議会の運営規程もこちらに準ずる形で修正しようということで、今回提案させていただいたところがございます。

資料としましては、1-1を御覧いただきたいと思います。(案)ということになっておりますが、岩手地方労働審議会運営規程でございます。主な改正点としましては、第3条の中段でございますが、こちらに「委員は、会長が必要があると認め、かつ、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)の使用が可能であるときは、同システムを利用する方法によって会議に出席することができる」ということを追加。

あと、2のところ、今まで遠方であってなかなか出席とか時間的なもので出席できないということもあったところがございますが、テレビ会議であれば出席できるという方の出席を認めるということを考えて、2項につきまして、「テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする」と追加したところがございます。

ただ、こちらのほうも資料1-3の地方労働審議会のほうに書いてあるところがございますが、一部岩手のほうにつきましてはちょっと修正をしております。修正しているところとしましては、第3条の1項の3行目のところがございますが、「システムの使用が可能であるときは」というように一部変えております。こちらは、地方の労働局において、まだちょっとネット回線等々の問題がありまして、テレビ会議システムがすぐに使えるような状態になっておりません。こちらは、テレビ会議システムの使用が可能になった後に使えるようなことを考えておりますので、このような記載にさせていただいているところがございます。

続きまして、1枚めくっていただきたいのですけれども、あと大きな修正としては第6条のところがございます。第6条の1項のところにつきまして、「審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする」となっているところがございますが、署名が廃止されるということなので、こちらを削除しております。今後議事録につきましては、議事録作成後、全委員の方にメールを送信し

て、確認をした後に公開するという方法に改正したいと思います。

その他、文言のところにつきまして、細かい修正をしているところがございます。

こちらの修正につきましては、採択いただいた後は本日よりこの規程を運用させていただきたいと思っております。

私からの説明としては以上でございますが、御審議、御決定を賜りますようよろしくお願ひいたしたいと思っております。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見があればお伺ひいたします。いかがでしょうか。

菊池委員、お願いします。

○菊池透委員 菊池でございます。内容においては特に問題のあるところはないと思っておりますので、参考までに1点教えてください。

準則と岩手県の運営規程の公文の記載形式、具体的に言うと改行形式が違うのですが、これは何か意味があるのでしょうか。参考までに教えてください。

○平塚貞人会長 それでは、ただいまの菊池委員からの御質問につきまして、事務局、回答をお願いいたします。

○渡邊雇用環境・均等室長 特に決まりがあってこういう形にしているわけではないので、改行のところにつきましては何か意味があってしているわけではございません。文章上の見やすさということでこういう形にしているところでございます。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。ただいま事務局から回答がありましたけれども、菊池委員、これでよろしいでしょうか。

○菊池透委員 はい。

○平塚貞人委員 ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○平塚貞人会長 それでは、ただいま事務局から提案がありました岩手地方労働審議会の運営規程の一部改正につきまして採決いたします。改正に御賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○平塚貞人会長 ありがとうございます。本日出席の委員全員の賛成を確認いたしました。よって、本案は全会一致により可決いたしました。

(5) 岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃の改正諮問について

○平塚貞人会長 それでは続きまして、議事の（５）、岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃の改正諮問につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○麦倉労働基準部長 岩手労働局労働基準部長の麦倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料２―１を配付させていただいております。家内労働法及び最低工賃についてと記された資料を御覧ください。まず、家内労働について簡単に御説明いたします。家内労働法第２条に定義が記載されているところですが、家内労働者とは、製造、加工業者や販売業者、またはこれらの請負業者、総じて委託者と言っております、この委託者から物品や材料の提供を受け、それを用いて部品、附属品などの製造、加工などを行い、その対価として工賃を受ける者としております。一般的には内職の方々ということになります。

家内労働法第１条ですが、工賃の最低額、それから安全衛生、その他家内労働者に関する必要な事項を定めることにより、家内労働者の労働条件の向上を図り、生活の安定に資することを目的に家内労働法が制定されております。家内労働者は、労働法上の労働者とはならず、法の適用対象外であります。労働者に準じたものとして家内労働法により労働保護立法の対象とするとしていただいております。

家内労働に関する最低工賃につきましては、本日お配りしております資料２―２にございますとおり、岩手県では岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃及び岩手県電気機械器具製造業の最低工賃、この２つの最低工賃が設定されております。岩手労働局では、最低工賃の改正決定につきましては、令和元年度を初年度とする３か年計画、第13次最低工賃新設・改正計画を策定しております、この３か年計画に基づき最低工賃の改正を行うこととしており、令和２年度に電気機械器具製造業最低工賃の改正を行いました。本年度は婦人・男子既製洋服製造業の最低工賃の改正を行う計画としております。

本日の諮問に当たりましては、資料２―３の実態調査の結果などに基づきまして、改正に係る要件に沿って諮問の必要性を検討したところでございます。その要件は、資料２―１の２ページの上段にございますとおり、１、前回の改正から３年以上経過しているもの、２、継続性のある業種で、適用家内労働者数が300人以上存在するもの、３、他地域との関連性が強い業種、４、管内の主要業種に関連するもの、５、工賃が低廉な業種、この５項目のいずれかに合致するものから優先的に改正を行うこととされております。

１項目が改正から３年以上経過しているものについてですが、既に約４年６か月が経過

しており、いずれかに合致するものということですので、この項目だけで改正要件に合致しております。その他の項目も検討結果を考慮し、諮問することとした次第でございます。

次に、審議いただく際の審議会の構成につきまして御説明申し上げます。資料2-1の下でございます最低工賃の設定に関しましては、家内労働法第8条第1項におきまして、政令で定める審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて最低工賃を設定することとしております。この政令で定める審議会につきましては、厚生労働省組織令で地方労働審議会とされております。

そして、次のページ、御覧いただいております資料の裏面になりますが、家内労働法第21条第1項におきまして、「審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」とされております。金額審議は、地方労働審議会に既に設置されております家内労働部会ではなく、最低工賃専門部会を組織して審議いただくこととなっております。

専門部会の構成につきまして、資料2-1、2ページの中ほど、地方労働審議会令第7条1項になりますが、「家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する」こととされております。また、専門部会の委員の人数につきましては、岩手地方労働審議会運営規程第14条第3項で、公労使それぞれ3名とされております。そして、岩手地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程第2条におきまして、労使代表委員のそれぞれ3名につきまして、そのうち少なくとも1名は本審の委員から指名することとされており、公益委員につきましては全員本審の委員を指名するとされております。

なお、臨時委員の任命につきましては、公示手続などの規定はなく、労使各側から御推薦いただき、任命するという方法が通例となっております。

次に、専門部会の開催及び答申について説明させていただきます。専門部会は、1月から2月までの間で合計3回程度開催しておりますが、昨年度行いました電気機械器具製造業最低工賃の審議におきましては、1月、2月、3月に3回開催いたしております。専門部会の日程につきましては、臨時委員も含め各委員の御都合を調整させていただきながら、本日各委員に通知させていただく予定としております。

資料2-1、2ページの中ほどより下になりますが、岩手地方労働審議会運営規程第11条第1項におきまして、「部会長が委員」とありますが、これは本審議会の委員であり、この「部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決したと

きは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない」とされております。具体的には、3月開催予定の審議会で専門部会の部会長から結果を御報告いただき、その上で岩手労働局長に対し審議会長から答申を頂戴するということとなります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして御質問、御意見があればお伺ひいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○平塚貞人会長 それでは、御意見がございませんでしたので、厚生労働省組織令第156条の2において、地方労働審議会は都道府県労働局長の諮問に応じて家内労働法の施行の調査審議を行うとされておりますので、ただいまから諮問文をお受けいたしたいと思ひます。

以後の流れにつきましては、事務局から説明をお願ひいたします。

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 それでは、事務局から御説明申し上げます。

ただいまから事務局職員が諮問文の写しを委員の皆様にお配りいたします。その後事務局から諮問文を読み上げますので、読み上げが終わりましたら、事務局職員が御案内いたしますので、平塚会長と局長は議場中央に御移動いただき、局長から会長に諮問文をお渡しいたします。

それでは、諮問文を読み上げます。

○松田賃金室長 賃金室、松田でございます。私から諮問文を読み上げさせていただきますと思ひます。

岩労発基1124第1号、令和3年11月24日、岩手地方労働審議会会長、平塚貞人殿。岩手労働局長、稲原俊浩。岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定について（諮問）。

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃（平成29年岩手労働局最低工賃公示第1号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願ひする。

以上でございます。

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 それでは、事務局職員が御案内いたしますので、

平塚会長、局長はそれぞれ議場中央に御移動をお願いいたします。

(平塚会長、局長、議場中央に移動。諮問文手交)

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 ありがとうございます。

○平塚貞人会長 ただいま岩手労働局長から諮問をお受けいたしました。

最低工賃の調査審議につきましては、家内労働法第21条第1項により専門部会を設置することとされております。

また、地方労働審議会令第7条の規定により、専門部会の委員は審議会の会長が指名することとなっておりますので、ただいまから専門部会の委員を指名したいと思います。

公益代表委員からは山田委員、高橋委員、河合委員を、労働者代表委員から佐々木委員を、使用者代表委員からは熊谷委員を指名いたします。皆様、よろしくをお願いいたします。

また、労使代表の各2名の臨時委員については、労使各側の推薦を待って後日指名したいと思いますので、推薦の手続をお願いいたします。なお、推薦手続につきましては、事務局がサポートするようにお願いいたします。

(6) 令和3年度主要重点施策の上期における実施状況等について

○平塚貞人会長 それでは、次の議事(6)の令和3年度主要重点施策の上期における実施状況等について、事務局から説明をお願いいたします。

○稲原労働局長 それでは、私から今年度上期における実施状況について御説明申し上げたいと思います。着座にて御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

資料3-1から3-3として配付させていただいてございますが、資料3-2、3-3につきましては今年度の行政運営方針及びその策定時における資料をまとめたもので、昨年度来よりは少し変えた形でございますが、より分かりやすくパワーポイントでまとめさせていただきましたので、それに基づきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、コロナ禍における雇用支援ということで、雇用の維持・継続に向けた支援、2ページ目から明記してございます。この順番は先ほどの資料3-2の行政運営方針のレジюмеに基づいたものと御理解いただければと思います。

まずは雇調金の支給でございます。冒頭挨拶にも少し盛り込みましたが、現在も雇調金、緊急雇用安定助成金は、上期におきまして約9,000を超えた件数及び60億円の支給実績がございます。上期の状況を資料3-1の下に明記しておりますが、昨年比11.5%増と書

いてございます。新型コロナの感染状況が拡大し感染者が発生したのは昨年8月からでございますが、特例の雇調金につきましては昨年の4月2日の時点から申請を受け決定してございます。

それから、上期の状況につきましてはどんどん膨れ上がってまいりましたが、昨年の上期と比較しますと11.5%増と今年の方がまだ多い状況でございます。現在もそういった支給状況であるということを御承知いただきたいと思っております。

御存じのとおり、全国でも数々ある給付金とか助成金、こういった支援するお金の支給が遅いということへの批判がございます。これを避けるために、当局といたしましては、雇調金等における助成金の支給は原則2週間以内、申請から支給決定まで2週間以内、実際に口座に振り込まれる等の作業がございますので、2週間プラス1日で口座に振り込まれるようにしてございます。現在もそのスピード感を持って支給に当たっているところでございます。

こういった申請状況でございますので、特に雇調金につきましては、中央でいつまでこのコロナ特例の雇調金が申請できるのか、適用できるのか、若干その上限額も下がり、要件も変わっているところもございますが、原則この特例雇調金がいつまでということにつきましては、中央と地方と全く遜色ない形でお知らせするように努めてございます。よって、すぐさまマスコミ等への投げ込み、また毎月ある記者懇談会、いわゆる記者会見の中でも明確に分かりやすく説明をしてございます。こういったことを下期におきましても的確に行ってまいると同時に、先ほど申し上げました申請から支給決定までは2週間以内、実際の口座までは2週間プラスアルファ以内には確実に送金されることに努めてまいりたいと思っております。

3ページ目でございます。業種・職種を超えた再就職等の促進でございますが、これにつきましては上期における実施状況、下段左側でございますが、昨年度は公共訓練と求職者支援訓練、合わせて1,070人でございます。今年度1,090人と、微増でございますが、訓練受講者が多く出てございます。ただ、公共訓練は増えましたが、求職者支援訓練が減っているということもございます。先日この訓練に関しましては協議会を立ち上げてございますので、本日御参加の委員の中にもその協議会に御参加いただいた委員の方々がいらっしゃると思いますが、この求職者支援訓練につきましては原則雇用保険受給者でない方々、雇用保険が支給終了となった方々、フリーター、ニート、こういった方々の訓練、第二のセーフティネットとして制定された訓練でございますので、ハローワークでの誘導

をきっちりとやっていくことも今後の大きな取組の一つではないかと思っております。

2つ目、(2) 在籍型出向ということで、今、雇調金等で休業させている企業で余った労働力を、非常に人手不足感の強い企業へ在籍型出向によって雇用の維持とか合理化を図っていかうという取組でございますが、都会におきましてはかなり有効に活用されました。ここには書かれていませんが、当県における在籍出向につきましては、出向元8社、出向先9社の中で29人という状況でございました。これにも助成金の活用に係る広報がまだ足らなかったのかということも含め、今後につきましては、ツイッター、フェイスブックなど広報の展開を行い、また、産業雇用安定センターとの連携をもっと密にしながら、こういった部分でマッチングが難しいのかということにつきまして協議会を開催する予定としており、1回目はもう上期に行いましたので、下期におきましてはそういった成果につきまして協議会を重ねていく所存でございます。

また、(4) の雇用対策協定による地方自治体との連携でございますが、協定そのものを結んでいるのは岩手県と北上市、この2つでございます。右のほうにその新規求職者数と就職件数を載せてございます。県央はそれぞれの実績でございますが、県南は目標値よりは少し高めの実績も出ておりますが、絶対数がなかなかまだ整っていないということも踏まえまして、今後とも地方公共団体との連携は確実に取りつつ、協定を締結したままというわけではなく、効果的な連携となるように、目標値を定めつつ明確に実施していきたいという所存でございます。

次のページでございます。非正規雇用労働者やシングルマザーなど社会的弱者に対する支援でございます。これにつきましても、正社員の就職者数を伸ばしていくために就職支援ナビゲーターを配置しまして、その実績を上段に掲げさせていただきました。こういった正社員化する目的のためにも、シングルマザーに対する支援におきましては、マザーズコーナーが設置されています県内5か所のハローワークで、シングルマザーの支援を、また出張所を含めてハローワーク12所のうち8の管内で「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施するなど、シングルマザー、シングルファーザーといった、一独り親の方々のための支援を確実に行ってまいりたいと思っております。

地方自治体等との緊密な連携につきましては、先ほどの雇用対策協定を締結している自治体以外につきましては、各市との連携を基に一体的実施を行う中で、就労支援を行っていくということをやってまいりました。

下期におきましても同様でございますが、さらにマザーズハローワークにおけるL I N

E等を活用しての情報発信であったり、生活保護受給者事業における支援対象者の就職率を意識した取組を継続してまいりたいと思っております。

5 ページ目の新規学卒者をはじめ若者に対する就職支援でございます。御承知のとおり菜園にあります新卒応援ハローワークを活用いたしまして就職ガイダンス、各種セミナーの開催は上期、8月末時点でございますが、86回、3,223人参加してございます。昨年コロナが感染拡大という中ではなかなかできなかったものにつきましても、下期に向けてさらに拡大していければと思っております。

そういう中で、ユースエール、こういった認定制度を活用しながら、さらにこの周知、広報につきましても強化支援を行っていきたいと思っております。内容的には、一体的PR動画の配信サービスであったり、先輩就職者へのインタビューの紹介を冊子で作成して配布することも下期に取り組んでまいりたいと思っております。

6 ページ目でございます。就職氷河期世代活躍支援プランの実施ということで、おおむね年齢的には現在35歳から55歳未満の方々を就職氷河期世代、つまりは過去におけるリーマンショック後の就職氷河期の世代の方々に向けての非正規から正社員等への就労支援でございます。ハローワークにおける相談窓口につきましても充実させたいと思っております。

今後につきましては、就職率の目標の40%台を目指しまして、(3)の助成金活用を促しながら、正社員就職への促進を促してまいりたいという考えでございます。

7 ページ目でございます。人材不足分野への就職支援でございます。右の上段にございますように、人手不足感の強い業界でございます医療関係から運輸分野まで、特に警備分野におきましては有効求人倍率が4.75倍と非常に高くなってございます。こういった高い有効求人倍率、つまりは人手不足が非常に強い分野につきましてこういったことをやってきたかということでございます。

これらの業種は非常に印象だけで求職者の方が嫌っているところがございますので、下段に明記してございますように、上期につきましては、企業説明会、就職相談会、実際に企業に出向いてもらって、見て分かりやすい、見える化的な相談会を開催してまいりました。

また、職業訓練等の受講あっせんにつきましては、介護分野につきましては介護労働安定センターとも連携し、医療分野ではナースセンター並びに福祉人材センターとハローワークが連携してきたところでございます。

今後下期におきましても、特に見える化につきまして、コロナ禍が収束してまいりましたので、実際に現場に赴いて体験してもらい、見てもらうといった説明会や面接会を多くしてまいりたいということも考えておりますし、介護労働安定センターとは十二分に今後とも連携を強化してまいりたいと思っているところでございます。

運輸分野等、それぞれの分野につきましては、業界団体等との連携を密にしながら、こういったスキルが求められるのか、訓練が必要であればその訓練を用意した上での就労支援というのでも下期におきまして関連にしていまいりたいという所存でございます。

8 ページ目でございます。コロナ禍における職業紹介業務の充実・強化。なかなかハローワークに赴けない、そういった場面におきましては、ハローワークインターネットサービスを充実・強化して利用促進を図ったところでございます。9月21日からですので、まだ2か月が経ったところではございますが、オンラインによって自主応募を含め紹介・応募が可能になってございます。この件数そのものは少ないわけではございますが、現在求人も求職者もそういった開拓をしなければならない。ハローワークに来られない方々のためにもこのようなサービスを展開いたしました。すぐに就労できるわけではございませんので、個人個人、こういった実情で今の現状があるのかということも相談する場面としてハローワークを選んでいただけるようにできるのか。現在民間におきましてもいろいろなナビによって就労する機会もあろうかと思っておりますが、情報のとおりの就労条件でなかったりすることでトラブルも多いと聞いてございます。そのような中で、ハローワークにおける求人内容につきましては、就労条件に間違いがないものを求人として受け付けてございますので、そういったことをさらにアピールするように、また求職者の特性によってはハローワークに赴いていただきながら、担当者制への積極的な誘導を行っていくことを今後とも積極的に行っていきたいということで、求職者、求人者ともにマイページを活用しながら、さらにハローワークに最終的には足を運んでもらい、もっと相談をしていただけるような取組を図ってまいりたい所存でございます。

9 ページ目でございます。高齢者の就労・社会参加の推進ということで、今後につきましては70歳までの就業機会確保等に向けたことが努力義務ということに定めてございますので、65歳超雇用推進助成金活用の周知を図ってまいりたいというところでございます。生涯現役支援窓口が盛岡、一関、水沢の各ハローワークにございますので、顕著に65歳以上の就職件数も伸びてきております、他の所におきましても高齢者の就労意欲は高まって、全体の求職者の比率も高くなっておりますので、高齢者に対しましてマッチングを支援し

てまいります。

次に、10ページ目でございます。多様な人材の活躍支援ということは、先ほどの高齢者からの引き続きでございますが、今度は女性の活躍・男性の育児休業取得の推進ということで、上期における実施状況につきましては、女性活躍推進法に基づきまして来年4月から常用労働者101人以上300人以下の211事業所が義務化されることから、対象となる事業所を訪問した際などに早期取組を促すことをこの上期に取り組んでまいりました。今後におきましても、文書送付であったり、電話による働きかけを行うとともに、事業所訪問などで、男女雇用均等法に関する違反企業を把握した場合には、適切な是正指導を行うように努めてまいります。

このような中で、うれしいニュースといたしましては、東北初となる、えるぼしの最上級となるプラチナえるぼしの企業認定を行うことができたということもございまして、このようなリーディングカンパニーを増やすことによって、さらに女性の活躍推進を行う企業の取組を促してまいります。

次の11ページ目でございます。男性の育児休業取得につきましては、上期において、今年1月1日から施行されました子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得も含め、対象となる事業所を訪問した際に周知、是正指導を行ったというところでございます。

下期におきましても、オンライン形式を含めた説明会等を積極的に実施する等行ってまいりたいと思っております。また、くるみの認定状況ですが、左側の数字が今年度の9月末までに新しく認定された会社、企業数でございまして、括弧書きが累計でございます。こういった形で毎年のごとく明確に伸びておりますので、くるみにおきましても、えるぼしにおきましても、認定企業を推進することによって、魅力ある企業づくりと働き方改革が非常に進んでいる企業は進んでいるということを岩手県内外にアピールしていければと思っております。

次の12ページ目でございます。障害者の就労促進ということで、未達成企業の上期における実施状況の中で、(1)公務部門につきましては、未達成の市町村7機関に対しまして指導等を実施し、6月末現在で3機関が法定雇用率まで達成できたところでございます。

また、(2)につきましては、障害者雇用ゼロ企業23社を選定し支援を行った結果、5社は解消できた。

このような取組を(3)に掲げております各サポーターも配置しまして、出張相談等きめ細かな支援を行ったところでございますが、残りの未達成の企業等に対しまして、下期

への対応も積極的に推進してまいりたいと考えてございます。

13ページ目でございますが、外国人に対する支援でございます。右のグラフのとおり、平成26年から令和2年まで、かなり外国人労働者数が増えております。大きく増えている理由としましては、技能実習制度が3年から5年に長期化という法改正もされたこともございまして、かなり技能実習生が多くなったことにより外国人労働者数の増加が挙げられてございます。

上期におきましては、外国人労働者を有する企業につきまして、事業所訪問であったり、6月の外国人労働者問題啓発月間を活用しまして、事業所、監理団体等に対し、外国人雇用に関するルールを周知啓発してまいりました。

今後におきましても、各取組みを強化するとともに、事業主説明会を開催しまして外国人労働者の雇用管理に関する説明を実施し、外国人労働者向け相談ダイヤル、ホットライン、こういうものがありますよ、ということにつきましても制度を周知していければと思っております。

次に、14ページ目でございます。長時間労働の是正等の取組につきまして、昨年のコロナ禍でなかなかできなかった指導監督につきまして上期に重点的に行いました。全体としては、監督件数729件行った中、やはり違反率はかなり高く71.9%に上りましたが、長時間労働対策がこの中では一番多く、76.5%の違反率でございました。このように違反率が高い、違反があったところの事業所に対しましては、明確に指導を行うとともに、36協定の適正化に向けましては36協定届出事業所に対し窓口指導を実施したところでございます。

また、11月、今月はしわ寄せ防止キャンペーン月間であり、キャンペーンの期間に記者発表等、またホームページ等で協力依頼を行うとともに、今月は過労死等防止啓発月間にもなっておりますので、過去に長時間労働を是正することによって会社全体がこのように変わりましたということも、先々週の11月9日にベストプラクティス企業を訪問いたしまして、意見を聞き、またマスコミ等に発表することによって、啓発を行ったところでございます。

また、今後シンポジウムであったり、過重労働の相談ダイヤル等を実施する、こういったものにつきましての広報、啓発を行ってまいりました。今後も同様に広報、啓発を行ってまいりたいと思います。

次のページの労働時間の縮減に向けた支援というところでございますが、委託をしております働き方改革推進センターにつきまして、上期におきましてはセンターのホームペ

ージによる周知広報のほかに、Z o o mを活用したオンラインセミナーなど創意工夫した活動を展開してまいりました。今後も労働時間の縮減に向けた助成金の周知をするなど、働き方改革推進センターの活用について周知徹底して行っていければと思っております。

助成金につきましては、労働時間短縮・年休促進支援コースが特に令和2年度よりはるかに多く、今年上期だけでも83件と、かなり大きな数値で申請が伸びてきているのも、積極的な制度周知を行ってきたからではなかろうかと分析しているところでございます。

16ページ目でございます。一般的な法定労働条件の確保・改善対策として、ウィズコロナ時代に向けた観点で監督指導を実施しております。自動車運転者、外国人、障害者、労災隠し、それぞれにつきまして監督したら、違反率は当然のことながら高いわけでございますが、こういった事業所に対しまして労働時間相談・支援班による訪問支援、説明会等、セミナーも含めまして、引き続き懇切丁寧な支援を行ってまいればという思いでございます。

17ページ目でございます。東日本大震災の復旧・復興工事における労働災害の防止と、労働条件確保につきましては、上期におきましては、パトロール等は28現場、集団指導につきましては5回、57人に対して実施してまいりました。

一番最後に書いてございますが、復旧・復興工事で過重労働による労働災害は発生してございませませんが、全体につきましては、大震災後の沿岸部の建設業の休業4日以上の災害は減少しているものの、全体の発生件数は大震災以前より1.5倍で高止まりしている状況でございますので、全体で災害防止に努めてまいりたいと思っております。

その中で、18ページ目でございますが、今年の労働災害の発生状況、あまり芳しくございません。休業4日以上の災害は1,011件と、昨年同期に比べましても118件増えていたり、死亡災害も13人、昨年同期比で5人も増えてございます。このような状況から、東北6局で一斉に局長パトロールを行うことによって周知啓発を促してみたり、19ページにありますような各業種におきましても、良いところは良いのですが、今後におきましても、下期は、冬期における転倒災害が発生しやすくなります。

災害を防止するためにも、各業種におきましてはリスクアセスメントの実施、またガイドラインの周知啓発に努めてまいりたいと思っております。

20ページ目でございますが、メンタルヘルスにつきましても、今後ストレスチェック結果の集団分析及び、その対応を促してまいりたいと思っております。

駆け足になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償、労災認定、につつま

しては、非常に迅速な取組が肝要だと思っておりますのでその対応と、23ページ目にご
ざいますように脳・心臓疾患、精神障害、これらの事案につきましては非常に決定の認定
まで時間がかかって、右側の棒グラフの翌年度繰越のように、年々増えているところでご
ざいます。今現在も盛岡監督署、花巻監督署、それぞれの管内で多数の複雑困難事案が増
えてきているというのも実情でございますので、臨機応変な組織体制も組みながら対応し
てまいればと思っております。

また、24ページ目でございますが、治療と仕事の両立支援につきましても助成金の活用
を含めまして周知していければと思っております。

25ページ目、最低賃金制度の適切な運営につきましては、定まりました最低賃金につき
まして広く県民の皆様を知っていただくため、広報の徹底を行っていきたいと思ってい
ます。

26ページ目につきましては、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の取組支援に
つきまして、各制度を知っていただくために、上期におきましては、資料右にございま
すように、経産省の助成金と併せて活用を促すよう、周知に努めてまいりました。今後にお
きましても、他省庁と連携できる部分につきましては積極的に連携し周知を図ってまいり
ます。

さらに少し飛びますが、28ページの家内労働対策の推進等につきましては、先ほど諮問
もさせていただきましたが、これらにつきましても周知を図ってまいりたいと思ってい
ます。

29ページ目、総合的なハラスメント対策の推進につきましても、各監督署、また局の総
合労働相談コーナーに寄せられる事案につきましては懇切丁寧な説明、また相談を承りな
がら、今後、来年4月より職場におけるパワハラ防止対策が中小企業にも義務化されるこ
とから、オンライン等も含めまして、積極的な説明会を行ってまいります。

30ページ目につきましては、早期の紛争解決に向けた体制整備等におきまして、それぞ
れの相談内容また紛争関係が多いわけでございますが、これらの対応もしっかりとやっ
ていきたいというところでございます。

また、31ページのテレワークの推進も引き続き行いながら、32ページ目、労働保険制度
の運営につきましても、下期におきまして引き続き未手続事業場の的確な把握を行って、
また保険成立させていければと思っております。

最後、33ページでございます。全体的に制度の広報の取組につきましても弱い部分がござ

いますので、いろいろな取組を行ってございます。また、各監督署、ハローワーク、それぞれの取組を行っておりますので、地域に根差した形で一番県民の皆様が知りやすい方法をもって行えればというところで、昨年度よりさらに広報の取組については強化しているところでございます。

大変早口で雑駁な説明になりましたが、以上で私からの説明とさせていただきます。

○平塚貞人会長 稲原局長、ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入ります。委員の皆様からは、事務局に対して事前に幾つかの御質問を御提出いただいているところです。委員の皆さんには、事前に質問内容の要旨と事務局回答の要旨を取りまとめた一覧が届けられていると思いますけれども、概要は既に御確認いただいているところと存じますが、本日は皆様のお手元にも同様のものをお配りしております。委員の皆様には、この一覧に関する追加質問でも、またそれ以外の質問でも構いませんので、御発言いただきたいと思います。

なお、質疑につきましては終了時刻の目安を15時50分とさせていただきたいと思っております。つきましては、限られた時間内になるべく多くの委員から御発言を頂戴したいと思っておりますので、委員の皆様、事務局ともに御発言は簡潔にお願いするとともに、同一の内容で質疑が繰り返されるような場合は、一旦保留して別の質疑をお受けすることもありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御発言される際は挙手をいただき、私の指名の後をお願いしたいと思います。

それでは、発言される方は挙手をお願いいたします。

それでは、瀬川委員、お願いします。

○瀬川浩昭委員 すみません。ちょっと業務の都合で中座しなければならないので、先に発言させていただこうと思ひ、手を挙げさせていただきました。

1つは、これは質問とかではなくて意見として、検討をお願いしたいということで、すぐに回答の出ることではないということを前置きしながら、まず最低賃金の関係のお話をさせていただきたいと思ひます。私も今年から地方最低賃金審議会の使用者側の委員として出席させていただいておりますが、今年の最低賃金、28円という大幅な賃上げだったわけですが、中央最低賃金審議会から示された引上げ額というのは、これはあくまでも目安ということで私は理解しております、それを参考にしながら地域の実情を踏まえた審議を労働者側と一緒にあって積み上げていくということでございますが、どうも実態としてももう少し地域の経済状況なり、それから特にも私の所属する中小企業のそういった

経済、経営状況を捉まえた審議をするのにどうしていったらいいかというところをいろいろ私も考えております。例えば現在事務局、労働局にはかなりの膨大な量の統計データとか様々な資料をそろえていただいております、これに関しては大変な御苦勞をされているなどは思って、敬意を表しているところではありますが、もうちょっと突っ込んだデータも欲しいかなとも思っています。例えば最賃審議会の中でも私も話したのですが、岩手県内の中小企業の資本力といいますか、自己資本比率の話ですが、かなり低いです。東北だけではなくて全国と比べても。今回のコロナ禍のような経済状況の中で相当、言ってみれば内部留保であったり自己の資本で、例えば売上げの減少や赤字補填に苦勞されている企業が多い中で、やはり自己資本比率の低い県内の中小企業にとっては、このコロナ禍というのはまさに助成金であるとか、様々な補助金だとか、あとは貸付け、低利貸付けなんかを活用しながら、何とかかんとかしのいできたという実態にあります。そういうところも踏まえた、例えば全国28円だから岩手も28円ではなくて、岩手県の中小企業の経営力、資金力、資本力というのはどうなのかなという議論を私はもう少ししてもよかったなと思っております、そういった統計データなり様々な参考資料というのをそろえていただけないかなというのが1つの意見です。

それから、もう一つですが、工業統計について専門部会でもちょっと議論はあったのですけれども、工業統計自体、これはタイムラグがあって、どうしても製造品出荷額であるとか、付加価値額であるとか、そういったものの統計データというのは大体速報値でも2年近く遅れて出てくるということで、その時その時の経済状況を把握した資料としてはちょっと遅れるのです。ただ、県が目標にしている、例えば付加価値額というもの、例えば製造業に関しては、前の県民計画では製造品出荷額を目標値にしていたのです。それが今は従業員1人当たりの付加価値額に注目をして、そこを目標値として県の計画では取り入れられていると。私たち中小企業についても、やはり売上げが伸びても利益が上がらなければ、企業として事業を継続していくのが難しいというところとか、付加価値額にやっぱり注目をするというか、付加価値額がこれぐらい上がったから賃金としてもこうだというような、そういう議論もできればいいのではないかなと思っていて、工業統計などちょっとタイムラグがあるものを使うのはなかなか厳しいと思うのですが、直近の工業統計から、さらに今現在どのように動いてきているのか、県内経済がどう動いているのかということを追跡調査して議論できるような、そういう最賃の審議会、専門部会の在り方というもの、労働局には検討をしていただきたい。

この2点でございます。以上です。

○平塚貞人会長 ただいま瀬川委員から貴重な御意見をいただきましたけれども、事務局から何かございますか。

○麦倉労働基準部長 ただいま瀬川委員から貴重な御意見賜りまして、誠にありがとうございました。

最低賃金審議会の運営に当たりましては、こちらとしましても可能な限り委員の皆様提供可能な統計データをはじめ、最低賃金の改正に当たっての中央最低賃金審議会におきます答申に係る公益委員の「令和3年度地域最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」、地方審議会のこれまでの運用等の実績等々を踏まえつつ、審議を行ってまいったところでございます。当局といたしましては、先ほどいただきました御意見も踏まえつつ、最低賃金法の趣旨、目的ののっとり公平、公正な審議が行われるような形で審議会の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。ただいま事務局から回答がありましたけれども、瀬川委員、よろしいでしょうか。

○瀬川浩昭委員 はい。

○平塚貞人会長 それでは、ほかに御意見、御質問ある方は挙手をお願いいたします。

では、吉田委員、お願いいたします。

○吉田信委員 吉田でございます。今、瀬川委員からお話ありました最低賃金の審議会の運営の在り方について、私も問題提起をさせていただきたいと思っております。

質問にも書かせていただいたところでございますけれども、どうも私も審議会に参加させていただいて疑問に思っていることがございます。いろいろあるのですが、一番に思うことは、最低賃金法、今、労働基準部長からお話ありましたとおり、最低賃金法に基づいて審議会もしくは最低賃金審議会令というのもあったかと思っておりますけれども、その法律に基づいてお話し合いをしているというところが一番の肝だと思っております。その中でも最低賃金法の第1条、これには目的がうたわれておりまして、簡潔に申しますと賃金が低廉な方々の最低賃金をどうやって引き上げていくかという議論であるはずですが、私が感じたところによりますと、どうも全体の賃金を上げるということの傾向に行っているのではないかと。あくまでも最低の賃金、例えばこの前821円になりましたけれども、最低ラインの方々、生活保護すれすれかもしれない、そういった方々の賃金を上げるための議論が業界全体の

賃金を上げる、言わば各労働組合と企業と毎年これから春になると春闘というものが代表的な例でありますけれども、そういった春闘の団体交渉を含め、議論のような雰囲気になっているのではないかと。私たちはあくまでも、何度も申しますとおり、末端の本当に食べていけない、生活保護すれすれの状態の方々の最低時給を上げていくための議論ではないかというように強く思うわけであります。

何が言いたいかと申しますと、最低賃金法の第1条の目的にもう一度のっとして、例えば審議会の審議に入る前にそういった法律の確認といったものが改めて必要ではないかと、基本にのっとして法律の趣旨をきちんと確認して審議会に臨んでいくような進め方を、事務局の方々からも求めたいなと思うところでございます。

以上でございます。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。ただいま吉田委員から御質問がありましたけれども、事務局から、それでは回答をお願いいたします。

○麦倉労働基準部長 吉田委員から貴重な御意見賜りまして、ありがとうございます。

最低賃金の改正に当たりましては、もちろん法的根拠というものが大前提として改正等を行ってまいりる所存でございます。

また、そうした中におきましても、当局といたしましては中央の最低賃金審議会の公労使の審議に基づいた答申の考え方というものも踏まえつつ、当局、地方最低賃金審議会がこれまで培ってきた岩手局としての最低賃金の審議の運用の流れということも重点に置きながら、委員の皆様と協議して最低賃金を決めてきた次第でございます。引き続き、先ほども申しましたけれども、最低賃金法の趣旨、目的にのっとした形で、公平な、公正な審議が行われるよう、審議会の運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。ただいま事務局から回答がありましたけれども、吉田委員、これでよろしいでしょうか。

○吉田信委員 はい。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ある場合は挙手をお願いいたします。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木圭委員 鈴木でございます。事前質問に雇調金の関係を出ささせていただいたのですが、改めての質問になりますけれども、今後の雇調金の見通しは検討中なのではないかと。

ども、財源の確保について、最近ニュースでは雇用保険料の値上げとかそういう話も、そう決まったわけではないと思うのですが、そういう話も出ておまして、特に地方の中小企業については雇用保険の値上げ等をされれば、非常に経営も厳しく、またそこで働いている労働者も同じように苦しい状況に置かれるのではないかなと思っておまして、来年度どういう形で財源を確保していくのかというのは非常に気になっているところでございます。中央で議論がされるとは思うのですけれども、地方の現状を中央に対して訴えていくような、そういう取組をしているのか、岩手としてどういった現状把握をして中央の施策に反映をさせていくのかというのを改めて質問させていただきます。

以上です。

○平塚貞人会長 ただいまの鈴木委員からの御質問に対しまして、事務局から回答をお願いいたします。

○日原職業安定部長 雇調金につきましては、事前質問への回答では、検討中ということで記載させていただきました。その後、先週の金曜日に政府の新しい経済対策が閣議決定をされまして、その中で雇調金の特例に関する扱い、それから今後の財源の在り方について、記載がございます。具体的に申し上げますと、雇用調整助成金の特例措置については、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ令和4年3月まで延長するということです。業況特例・地域特例に該当する場合は、3月末までは現行の日額上限・助成率の特例を継続し、業況特例、地域特例に該当しない原則的な措置に関しましては、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ日額上限は段階的に見直すということが記載されております。これを受けまして、本省から金曜日のうちにプレスリリースがございまして、ここに書かれているとおり、3月末までは現行の日額上限助成率の特例を継続すると、それから来年4月以降の取扱いにつきましては2月末までに改めて発表しますということが本省から発表されております。

それから、財源につきましてですけれども、経済対策におきまして雇調金の財源確保及び雇用保険財政の安定を図るため、雇用保険臨時特例法に基づいて一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に任意繰入れを行うと記載されております。これを受けまして、今後補正予算で繰入れの措置を行うということです。

それから、これまで雇調金の支給ですとか、雇用保険財政の安定のため多額の国庫負担を行っていることも踏まえまして、来年度以降の保険料率、雇用保険の財政運営状況に応じた国の責任の在り方を含めまして、労使の負担感や雇用情勢も踏まえて、労働政策審議

会で議論をしながら来年の通常国会に法案を提出することになっております。労使の負担感にも考慮しつつという言葉が記載されておりますので、そういったところにも配慮しながら今後検討が進められていくものと考えております。

岩手県内の状況につきましては、基本的には制度設計につきましては本省で検討していくところですが、各県の状況についても本省に報告をしながら、それを踏まえて本省で決定していくものと考えております。

以上です。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。ただいま事務局から新しい国の情報とか回答がありましたけれども、鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木圭委員 はい。

○平塚貞人会長 それでは、ほかに御意見、御質問ある委員の方は挙手をお願いいたします。

それでは、菊池委員、お願いします。

○菊池透委員 在籍型出向の関係では、熊谷委員から事前に質問があって、2ページのところに回答があるので、このとおりだと思います。私が教えていただきたいのは、下期に向けての取組で周知というお話がありました中で、いろいろメリットとか業務内容、出向状況を丁寧に説明することで出向契約に結びついた。こういったやり方というか、具体的な企業名とかはいいのですが、こういう感じだったらうまくいったよというのがあれば、教えていただきたいと思って。よろしくお願いします。

○平塚貞人会長 ただいまの菊池委員からの御質問に対しまして、事務局から回答をお願いいたします。

○日原職業安定部長 具体例というのと、今ここでお答えするのが難しいのですが、在籍出向につきまして2月に助成金を新たに創設いたしまして、まだちょっと活用が思うように進んでいないというところはあるのですが、周知といったところで回答に書かせていただいたことの繰り返しになってしまうのですが、助成金を使うメリットとか、あとは出向先の業務内容とか、そういったところを丁寧に説明していくことで実際に契約に結びついた事例もございますので、そういったところで産業雇用安定センターとも連携を取りまして、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。ただいま事務局から回答ありましたけれども、菊池委員、よろしいでしょうか。

○菊池透委員 すみません、もう一点だけ。これで、資料の中にも異業種への出向割合が全国平均並みで65.6%と。同業種というのは大体苦しいので、受け入れてくれないのです。むしろ異業種を狙うというか、そこら辺で、これがうまくいけば、大きな流れでいうと社会経済情勢が変わって労働力の流動化になりますよね。昔、炭鉱が閉山して、炭鉱で働いていた人がどのように動いたかとか、様々ありますよね、今まで。そういうことにもつながるのです。そのほうが企業にとっても幸せだし、働く人たちにとっても幸せなので、そこら辺をうまく分析していただいて、このように攻めればもっと在籍型出向が増えるというように。これかなり理想っぽいので、今々のことではないかもしれませんが、そういった労働政策というのはもしかして大事なかなと思っておりました。意見でした。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。今菊池委員から貴重な御意見いただきました、政策に対して。何か事務局から、よろしいでしょうか。

○日原職業安定部長 貴重な御意見、ありがとうございます。今委員がおっしゃられたように、もともと在籍出向を促していこうというところは、このコロナ禍にあって労働需要が減少している業種がある一方で、人手不足になる業種もあり、労働需要が減少しているところから人手不足のところうまく労働力を活用できたらといったところから出発しているものですので、委員がおっしゃるようにどんどん異業種への出向が進むというところが本当に理想でございます。

今後については、どういった形の異業種への出向が進みやすいかとか、そういったことも事例を積み上げていって、どんどんこれが促進されていくことが理想的だと思っております。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。菊池委員、よろしいでしょうか。

○菊池透委員 ありがとうございます。

○平塚貞人会長 そのほか、御意見、御質問ある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○河合墨委員 すみません。内容に関わる話ではないのですが、議事録に関して、この事前の質問は公開されるということによろしいのでしょうか。ちょっとその確認です。

すみません。以上です。

○平塚貞人会長 今河合委員からの確認事項がございますけれども、事務局、お願いいたします。

○渡邊雇用環境・均等室長 資料として公開する形になります。

○河合墨委員 分かりました。ありがとうございます。

○平塚貞人会長 河合委員、よろしいですか。

そのほか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木圭委員 今の関連ですけれども、事前質問は公開されるということなのですが、このいただいている内容が公開されるのでしょうか。

○渡邊雇用環境・均等室長 会議の資料としての公開になりますので、そういうことになります。

○鈴木圭委員 事前質問に記載をした内容について、事務局で短く編集していると思うのですが、その扱いはどうなるのでしょうか。

○渡邊雇用環境・均等室長 ちょっと長いこともありましたので、端的に分かるような形でこちらで修正をさせていただいたところがございます。問題とかは、各委員のところにもう一回確認をさせていただいた後に公開させていただきたいと思いますので、何か問いの部分等々に関して、こちらで修正したところについて何か問題があるということであれば、今後直した形で最終的には公開させていただきたいと思っております。

○鈴木圭委員 分かりました。

○平塚貞人会長 ただいま事務局から回答ありましたけれども、鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木圭委員 はい。

○平塚貞人会長 そのほか御意見、御質問ある方は挙手をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

では、佐々木委員、お願いします。

○佐々木正人委員 佐々木と申します。

12ページ、多様な人材の活躍支援というところでございますが、特にも外国人に対する支援ということであります。その中で、データの的には年々外国人労働者が増加しているということで、業種的にはいろいろあるとは思いますが、この中ではちょっと見つけられない部分もあったので、今、外国人労働者の中でいろいろな問題が起きていると思うのですが、その部分で主にこういう傾向が多いとかというのがあれば、お知らせいただければありがたいと思っております。

○平塚貞人会長 ただいまの佐々木委員からの御質問に対しまして、事務局から回答お願いいたします。

○麦倉労働基準部長 ただいまの佐々木委員からの御質問のお答えに直接なるかどうかは分かりませんが、基準行政としまして監督指導等を行っていきながら外国人労働者に対する扱いについても指導等を行ってきているところです。内容といたしましては日本人の労働者の方と同じ内容でございまして、賃金に関する問題、労働条件に関する問題、そしてあえて外国人労働者の特殊性というところからすると寄宿舎に関する問題という点が指導の中で報告として受けている次第でございます。

以上です。

○平塚貞人会長 ただいま事務局から回答ありましたけれども、佐々木委員、よろしいでしょうか。

○佐々木正人委員 ありがとうございます。今、外国人労働者といっても、岩手県の中で増えている、また岩手県の中でも各自治体では、今、入管法があって多分厚労省直轄のところは管理するという中で、各市町村では把握ができない。これ私的にはちょっと聞いた記憶があるのですが、一番やっぱり問題になっているのは、どういったわけか分かりませんが、外国人労働者が失踪したとか、そういった部分で各自治体も困っていると、把握ができないというような状況があったように思っております。その中で、各自治体と県と、あと労働局と警察とかとで連携を組んで、その実態調査とか、そういった連携を組んで対応をするというような形の委員会か何かというのがあるのかどうかというのを聞かせたいと思っております。

○平塚貞人会長 ただいま佐々木委員から御質問がありましたけれども、事務局から回答お願いいたします。

○稲原労働局長 引き続き御意見、ありがとうございます。当県におきましては、そういった委員会は立ち上がっておりません。今委員の御指摘の部分につきましては、非常に地域性がございまして、たまたま私、以前勤務していた局では、非常に縫製関係の技能外国人労働者が多くいましたことから、様々な事案が発生してございます。そういう意味では県警含めて隣県とも連携しながら、隣県にも非常に多くの技能外国人労働者がいらっしまったものですから、広域も含めまして外国人労働者のためだけの委員会を県内と隣県と委員会も設けて行っておりましたが、当県ではそういう事案の発生まで至っていないので、委員会は立ち上がっておりません。しかしながら、そういった事案が発生するたびに当然

連携は取っていくものだと思ってございますので、常設はしていないという意味です。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。ただいま局長から回答がありましたけれども、佐々木委員、よろしいでしょうか。

○佐々木正人委員 これから先の話だと思いますが、岩手県においても外国人労働者が増えているということもあれば、そういった問題も、今は少ないかもしれませんが、そういう大きな問題、隣県との広域的な協力体制を、これからしっかりと周りも見つつ、構築していっていただければ、ありがたいかなと思っております。

以上です。

○平塚貞人会長 貴重な御意見、ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問がある委員は挙手をお願いいたします。

吉田委員、お願いします。

○吉田信委員 申し訳ありません。先ほど資料の公開ということで、事前質問のところの佐々木委員からのお話もありましたのですけれども、これは私も提出させていただきました質問からかなり割愛といたしますか、省略をされていて、ちょっとびっくりしたのですけれども、公開する、そしてここに名前も、誰が質問したかというのもこれ載っているのであれば、長い短いということの問題があるかもしれないがしっかり載せていただいたほうが逆に余計な誤解を招かないのではないかと思うのですけれども。

それと、もう一点。29ページのハラスメント対策の推進のところ、来年4月から中小企業でもこれ義務化されるということもありまして、具体的に岩手県としてこのハラスメントに対する取組についてありましたら、御提示いただければと思います。23ページの安全、衛生等にも関わる重大なハラスメントというようなところもございますので、そのことについてお聞かせいただけると。

以上、2点でございます。

○平塚貞人会長 ただいま吉田委員から御要望と御意見がございましたけれども、事務局から回答お願いいたします。

○渡邊雇用環境・均等室長 事前質問の資料のところにつきましては、委員の方皆様にもう一回確認をしていただいて、また名前のところにつきましても記名にするかどうかも含めて、もう一回最終的な確認をしてから公開ということにさせていただきたいと思います。

パワーハラスメント防止につきましては、来年度全ての企業に義務化ということになりますので、我々岩手だけという独自のものではないのですけれども、説明会等々、法律が

できた後、企業に対しての周知というところもやっておりますし、個々の企業を訪問して、それぞれ防止対策がきちっとされているかどうかということを確認して、防止措置をきっちり取ってもらうように助言とか指導をしているところでございますので、今後も引き続き同様のことをやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。ただいま事務局から回答ありましたけれども、吉田委員、よろしいでしょうか。

○吉田信委員 はい。

○平塚貞人会長 ほかに御意見もしくは御質問ある委員の方は挙手をお願いいたします。では、河合委員。

○河合墨委員 度々すみません。河合です。先ほど佐々木委員から話のあったことに関連するのですが、外国人の特に技能実習生に関しては、先ほど局長から岩手ではそれほど深刻化していないというようなお話もありましたけれども、技能実習機構がSOSの相談なんかを打ち出したりして、今全国的には結構まだまだ問題は根深いのかなと思っておりまして、そういった点で今回のこの方針の中には技能実習機構との関係性みたいなことは特に触れられていらっしゃらないのですけれども、そこは適切にやられるという理解でよろしいのでしょうか。

以上です。

○平塚貞人会長 ただいまの河合委員からの御質問に対しまして、事務局から回答お願いいたします。

○日原職業安定部長 何か問題があったりすれば、当然技能実習機構と連携して対応してまいりたいと思っております。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。ただいま事務局から回答ありましたけれども、河合委員、よろしいでしょうか。

○河合墨委員 はい。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問がある方は挙手をお願いしたいと思いますけれども。よろしいでしょうか。

では、山田委員、どうぞ。

○山田佳奈委員 すみません。私からも、よろしければ、御質問させていただきます。山

田でございます。

今の佐々木委員、河合委員から御質問のあった点、私も関連するところなのですが、外国人の働いている方が多くなってこられて、ということになると労働災害との関係ですが、先ほど御説明いただきましたように残念ながら労働災害が高止まりしているといった中で、これお話しいただける範囲でということになりますけれども、外国人労働者の方の労働災害が増えているかどうか、あるいはその割合というのはお分かりになるものでしょうかということが質問でございます。性別とたしか年齢につきましてはデータを頂戴していたと思うのですが、もしお分かりになりましたら教えていただければと思います。

○平塚貞人会長 ただいま山田委員から御質問ありましたけれども、事務局から回答お願いいたします。

○麦倉労働基準部長 ただいまの御質問であります外国人の労働災害による数値ということについては、ちょっと当局で把握しておりません。

以上です。すみません。

○平塚貞人会長 ただいま事務局から回答ありましたけれども、よろしいでしょうか。追加ございますか。

○麦倉労働基準部長 申し訳ございません。今手元にちょっと資料がございませんので、また後ほど回答させていただければと思います。

以上です。

○平塚貞人会長 後ほどということで。

○山田佳奈委員 ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。と申しますのは、もちろん日本のかたについてもそうなのですけれども、労働災害をなるべく減らしていくといったことでいきますと、特に外国の方の場合、言葉によるコミュニケーションが難しいですとか習慣が、日本の人はある程度こういうものだよというのを分かっているところがあるところがなかなか分かりにくいですとか、ひよっとするとそういったことが背景もあるかなと、勝手な推測でございますけれども、ということがありまして、何かひとつ、いろいろ共有されている中でもしそういったことも御存じでしたら教えていただければと思った次第です。また後日教えていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○平塚貞人会長 御意見ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ある委員の方は挙手を、では、熊谷委員、お願いします。

○熊谷敏裕委員 14ページ、あるいは14、15、16ですか、疑われるところに入ったということで、かなり高い確率で、違反が多く出ているということでございますけれども、今回の14ページの全体の中でいうと729件中524件、71.9%の違反ということで、昨年あまりやっていたいなかったということ、コロナがあったからということのようではございますけれども、それ以前と比べて、この違反の率というものと、あと違反の内容、例えばこここのところ働き方改革とかいろいろなものがありましたから、それに関わるものが多いのか、あるいはそれ以前の問題のものが多いのか、その辺分かりましたら教えていただければと思います。

○平塚貞人会長 それでは、ただいまの熊谷委員からの御質問に対しまして、事務局から回答をお願いいたします。

○麦倉労働基準部長 ただいまの御質問なのでございますけれども、ここ数年のデータを見る限り大きな変化というものはない状況でございます、こちらの14ページの表にもございませんとおり、長時間労働及び労働条件の確保対策、こういったところの指摘というのが大きな部分を占めているという状況にあります。

以上です。

○平塚貞人会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から回答ありましたけれども、熊谷委員、よろしいでしょうか。

○熊谷敏裕委員 はい。

○平塚貞人会長 ほかに何か御意見、御質問ある委員の方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○平塚貞人会長 それでは、以上をもちまして議事(6)の審議を終了いたしたいと思います。

これまで6つの議事が終わりましたけれども、事務局でこのほか準備しているものがありますでしょうか。

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 事務局で準備しているものはございません。

○平塚貞人会長 では、事務局から何か連絡事項等はございますでしょうか。

○若月雇用環境改善・均等推進監理官 最後に、局長から一言お礼の挨拶を申し上げたいと思います。

○稲原労働局長 それでは、大変長時間にわたりまして御意見頂戴いたしまして、本当に感謝申し上げます。こういった限られた時間でございましたが、今後ともいろいろな審議

会以外の場面でも皆様、委員のみならず県民の皆様からのいろいろな声も拝聴しながら適切な労働行政の運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。今いただきました御意見、また我々当局だけでは解決できないものにつきまして、本省にもそういった意見があるということはしっかりと上げてまいればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、御多忙中の中、誠にありがとうございました。

4 閉 会

○平塚貞人会長 それでは、以上をもちまして令和3年度第1回の岩手地方労働審議会を終了いたします。御参加いただきました皆様の御協力、本当にありがとうございました。